

(ホームページ等)

第七条 ホームページ等の作成及び公開にあつては、運用管理者を長とする特設委員会で審査し、個人情報の保護及び公開の目的に合致した内容のものとしなければならない。

- (1) 公開される情報の範囲は「佐渡市小中学校におけるコンピュータ取扱い基準」によるものとするほか、掲載期限を設定する。
- (2) 児童等の作品公開にあつては、様式1により本人及び保護者の承諾を得る。
- (3) 特設委員会は公開されている情報に対して毎日点検し、外部からの書き込み等の書き換え・書き加えがないことを確認するとともに、その異状にあつては即時公開停止の措置をとると同時に、運用管理者に報告しなければならない。
- (4) 外部からの書き込み等の事故にあつては、運用管理者は教育委員会に報告すると共に警察等関係機関に通報する。
- (5) 公開情報の更新に留意し、公開期間を過ぎたものは速やかに更新する。

「佐渡市立内海府小学校コンピュータ取扱い基準」より